ハ　特例対象不動産の譲渡人が個人の場合にあっては、その特別関係者（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の八第十項に規定する特別の関係がある者をいう。）

ニ　特例事業者又は特定適格特例投資家限定事業者の関係会社

四　特例対象不動産が法附則第十一条第十三項第二号ニに規定する家屋及び同号ホに規定する土地である場合には、これらを同時に取得すること。

附　則

この告示は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

○国土交通省告示第千百十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十三条の三第六項第四号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める事項を次のように定めたので、同条第十項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十一月三十日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　やむを得ない事由が存する場合を除き、小規模不動産特定共同事業者（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第八十三条の三第三項に規定する小規模不動産特定共同事業者をいう。次号及び第三号において同じ。）又は小規模特例事業者（法第八十三条の三第三項に規定する小規模特例事業者をいう。次号及び第三号において同じ。）が事業参加者（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第十二項に規定する事業参加者をいう。次号及び第三号において同じ。）から事業契約（租税特別措置法施行令（以下「令」という。）第四十三条の三第六項に規定する事業契約をいう。次号において同じ。）上の権利及び義務を取得しないこと。

二　前号に規定する場合において事業参加者から事業契約上の権利及び義務を取得したときは、小規模不動産特定共同事業者又は小規模特例事業者は当該事業契約上の権利及び義務を速やかに譲渡すること。

三　次に掲げる者からの出資額の合計が小規模不動産特定共同事業者又は小規模特例事業者の出資総額の二分の一を超えないこと。

イ　対象不動産（令第四十三条の三第六項第一号に規定する対象不動産をいう。以下この号において同じ。）の譲渡人

ロ　対象不動産の譲渡人が法人の場合にあっては、その関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第八項に規定する関係会社をいう。ニにおいて同じ。）

ハ　対象不動産の譲渡人が個人の場合にあっては、その特別関係者（令第四十条の八第十項に規定する特別の関係がある者をいう。）

ニ　小規模不動産特定共同事業者又は小規模特例事業者の関係会社

附　則

この告示は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十六号）の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

○国土交通省告示第千百十七号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第七条第十七項第一号ニの規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める事項を次のように定めたので告示する。

平成二十九年十一月三十日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　やむを得ない事由が存する場合を除き、小規模不動産特定共同事業者（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）附則第十一条第十三項第一号に規定する小規模不動産特定共同事業者をいう。次号及び第三号において同じ。）又は小規模特例事業者（法附則第十一条第十三項第一号に規定する小規模特例事業者をいう。次号及び第三号において同じ。）が事業参加者（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第十二項に規定する事業参加者をいう。次号及び第三号において同じ。）から事業契約（地方税法施行令（以下「令」という。）附則第七条第十七項に規定する事業契約をいう。次号において同じ。）上の権利及び義務を取得しないこと。

二　前号に規定する場合において事業参加者から事業契約上の権利及び義務を取得したときは、小規模不動産特定共同事業者又は小規模特例事業者は当該事業契約上の権利及び義務を速やかに譲渡すること。

三　次に掲げる者からの出資額の合計が小規模不動産特定共同事業者又は小規模特例事業者の出資総額の二分の一を超えないこと。

イ　対象不動産（令附則第七条第十七項第一号イに規定する不動産をいう。以下この号において同じ。）の譲渡人

ロ　対象不動産の譲渡人が法人の場合にあっては、その関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第八項に規定する関係会社をいう。ニにおいて同じ。）

ハ　対象不動産の譲渡人が個人の場合にあっては、その特別関係者（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の八第十項に規定する特別の関係がある者をいう。）

ニ　小規模不動産特定共同事業者又は小規模特例事業者の関係会社

附　則

この告示は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十六号）の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

○東北地方整備局告示第二百四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月三十日　　東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後
鶴岡市宝田一丁目一一番六から同市本田字八百地三一二番三まで	前　三五・七五～一八〇・〇〇（メートル）	後　三五・七五～七二・一五　〇・七二七（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月三十日　　東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
気仙沼市唐桑町荒谷前一三一番三から同市唐桑町竹の袖五七番まで	前	A　一一・九二～五三・八五（メートル）	一、〇五一・九（キロメートル）	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　一三・〇三～五三・八五	一、〇〇五・九三	
		C　一一・九二～五三・八五	一、〇〇〇・六一二	
	後	A　一一・九二～五三・八五	一、〇〇〇・六四八	
		B　一三・〇三～五一・六二	一、〇〇五・九三	
		C　一一・九二～五三・八五	一、〇〇〇・六一二	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所